

Ｅ子 ちょっと心配です…。

部長 もしも解約を考えるようなときは、掛金の減額や拠出の一時停止をするとい。掛金は最低月5千円で、それでも難しいときは拠出そのものを一時停止することもできる。

Ｅ子 良くわかりました！

部長 そうそう、先ほどＥ子くんは「私もこれで投資家」と言っていたね。これは非常に重要な言葉だ。

Ｅ子 まあ！ それほどでも。

部長 投資家は自己責任で資産運用する必要がある。ということは自己学習する必要があるということでもあるぞ。

Ｅ子 学習といってもどうすれば？

部長 まずは「これから」にアンテナを張るようにしてみよう。令和7年度の税制改正大綱では、これからのイデコの税務上の取扱いに触れられている。Ｅ子 具体的にはどうなるのでしょうか。部長 良い点が2つ。掛金上限額の引き上げと、加入可能年齢の引き上げだ。

Ｅ子 掛金を多くかけられれば、所得控除のメリットも増えますね。

部長 加入年齢の引き上げは、70歳までの雇用維持が最近企業に求められていることを受けてのものだろうね。

Ｅ子 悪い点というのは？

部長 退職所得控除の「5年ルール」についてだ。『退職金は受け取る前年以前4年以内に他の支払い者から支払われた退職金がある場合は、それらの勤続年数の重複期間を含めずに退職所得控除を計算する』という決まりがある。

Ｅ子 いまいちピンときません。

部長 退職金を短期間で2回もらうときは、ダブっている期間分は退職所得控除額をカウントしません、ということも

の。その期間が5年なんだ。

Ｅ子 では、イデコをもらってから会社の退職金をもらうまでの期間が5年未満のときは、ダブっている分の退職所得控除は二重にはカウントされない

ので余計に税がかかる、ということですね。

すね。

部長 イデコを先にもらい、5年以上間隔を空け、後に退職金を受ければそれぞれ退職所得控除を満額使用可能だ。

Ｅ子 退職金が先でイデコが後だとダメなのですね。難しいです。

部長 ところが、5年を10年とする、と税制改正大綱で書かれている。

Ｅ子 さすがにイデコと退職金を10年ずらすのは難しそうです。

部長 だね。だから世間では「改悪」とも言われている。イデコは実質解約不可で長期にわたるものだから、ゴールを変えられると制度そのものの信頼が揺らぐと思うのだが。ただ、うちの会社の定年は今のところ60歳で、イデコも60歳以降から受給が可能なることを考えると、そもそも5年ルールを回避するのは難しいね。すると…。

Ｅ子 この改正は、会社の定年が将来伸びることを前提にしているのかもしれないですね。